

経過

H 2 4 .	1 . 1 0	当該特定空家等の隣接者から相談
2 7 .	5 . 2 6	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）
3 1 .	3 . 1 8	松本市空家等対策計画を策定
R 2 .	1 . 2 2	当該空家等（1軒）に立入調査を実施し、特定空家等と判定
	8 . 2 7	特定空家等の判定について、松本市空家等対策協議会にて了承
	1 1 . 9	特定空家等に認定
	3 . 6 . 2 5	空家法第14条第10項に基づく公告
	3 . 1 0 . 1 3	代執行宣言 除却工事着手
	2 6	代執行終了宣言 除却工事終了

建物等概要

- 1 所在地
松本市大字島立3990番地9、3991番地4
- 2 家屋情報
木造瓦葺平屋建、居宅、床面積50m²
- 3 土地所有者
A（平成15年死亡）
- 4 家屋所有者
登記なし。固定資産税情報から、所有者A
- 5 相続人
相続人不存在（放棄・限定承認なし）



総事業費 約240万円（廃棄物処分費、相続財産管理人選任費用含む）

特定空家等の認定

松本市特定空家等判断基準マニュアルに基づき判定。空家法第2条第2項にある、特定空家等の4つの要件のうち、「**倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態**」について、判定基準点560点中、335点（59.8%）となり、判断基準の50%を超えたため、特定空家等と判定されました。

< 主な老朽箇所 >

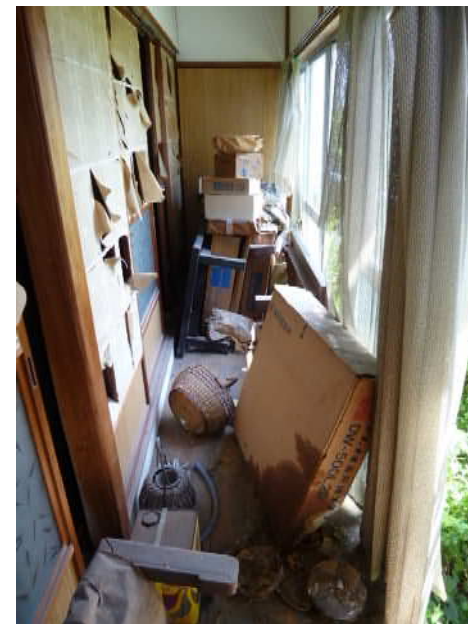


柱の破損、傾斜、屋根の破損



外壁の破損

解体前（内部調査状況） R3.7.26



建物破損箇所の内部の様子

現金、遺影、位牌などが見つかったため、
相続財産管理人に引き継ぐ予定です。

内部動産の様子

解体中



代執行開始宣言 R3.10.13



内部動産の搬出

解体中～終了



代執行終了宣言 R3.10.13

制度の概要

相続人が全くいない場合や相続人全員が相続放棄した場合に、相続財産を管理するために、財産管理人を選ぶ手続です（民法952条）。相続財産管理人は、被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、残余財産は国庫に帰属させます。

利害関係人が、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が選任します。

↑
本ケースでは、略式代執行による除却工事費の債権を理由に松本市が利害関係人となりました。

制度利用の目的

除却後跡地を売却し、略式代執行による除却工事費用を回収するため。
管理者不在による管理不全空き地を防ぐため。



現在の状況

令和3年10月1日付で申立てを行い、11月19日に審判が下され、相続財産管理人（市内在住の弁護士）が選任されました。

現在、相続財産管理人により、被相続人の財産調査や、相続人調査等が行われています。